

4 年金・手当等

1 年金を受けるには

(1) 障害基礎年金



＜次の要件をすべて満たす人に支給＞

ア 初診日に関する要件	初診日において次の (1) 又は (2) に該当すること。 (1) 国民年金の被保険者であること (2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60 歳以上 65 歳未満であること
イ 障害認定日に関する要件	障害認定日（原則として初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日）においてその傷病により国民年金法施行令別表で定める 1 級又は 2 級の障害の状態に該当すること。
ウ 保険料納付要件	初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。 または、初診日が令和 8 年（2026 年）4 月 1 日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の 1 年間に保険料未納期間がないこと（初診日において 65 歳以上の者は除く）。
備考	20 歳前の初診日にかかる障害については、上記ア、イの要件に該当しなくても 20 歳以降にイの障害状態にあれば支給されます。

※ 障害認定日において、イの障害状態にない人が事後において、イの障害状態になった場合にも支給されます。

ただし、65 歳の誕生日の前々日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります（65 歳の誕生日の前々日までに請求することが必要です）。

＜年金額＞

() 内は 68 歳以上の者の額

令和 5 年度	1 級	993,750 円 (990,750 円)
	2 級	795,000 円 (792,600 円)

※ 障害基礎年金の受給権者と生計を同一にしている子（18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び 20 歳未満で 1 級・2 級の障害の状態にある子に限る）がいる場合は、子の人数に応じて次の額が加算されます。

加算額 (令和 5 年度)	1 人目及び 2 人目の子	1 人につき 228,700 円
	3 人目以降の子	〃 76,200 円

＜支給制限＞

初診日が 20 歳前の傷病による障害基礎年金又は昭和 61 年 4 月に障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金、平成 6 年法に該当することにより支給される障害基礎年金を受給している人は、所得により支給が制限されます。

また、他の公的年金を受けることができる場合にも支給が制限されることがあります。

(2) 障害厚生年金及び障害手当金



<次の要件をすべて満たすものに支給>

- ア 厚生年金加入中に初診日（初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。
- イ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済組合の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。

ただし、初診日が令和8年（2026年）4月1日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと（初診日において65歳以上の者は除く）。

- ウ 障害認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）において、その傷病により国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態に該当すること。

※ 障害認定日において、ウの障害の状態にない人が事後において、ウの障害状態になった場合にも支給されます。ただし、65歳の誕生日の前々日までににおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります（65歳の誕生日の前々日までに請求することが必要）。

<支給額（年金額）>（令和5年度）

（ ）内は68歳以上の者の額

	障害厚生年金	障害基礎年金
1級障害	報酬比例の年金額×1.25 生計を維持する65歳未満の配偶者がいる場合 配偶者加給年金額 228,700円	993,750円(990,750円) 子の加算 2人まで1人 228,700円 3人目から1人 76,200円
2級障害	報酬比例の年金額×1.0 生計を維持する65歳未満の配偶者がいる場合 配偶者加給年金額 228,700円	795,000円(792,600円) 子の加算 2人まで1人 228,700円 3人目から1人 76,200円
3級障害	報酬比例の年金額×1.0 ※ 3級障害の場合は、障害基礎年金が支給されないため、596,300円(594,500円)が最低保障される。	

（ ）内は68歳以上の者の額

<支給額（障害手当金）>（ ）内は68歳以上の者

報酬比例の年金額×2.0 一時金最低保障額 1,192,600円(1,189,000円)

<支給制限>

他の公的年金を受けられる場合には支給が制限されることがあります。

(3) 特別障害給付金



国民年金の任意加入対象期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がいのある方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として創設されました。

<次のいずれかに該当する人>

(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません)

- ・昭和 61 年 3 月 31 日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者の配偶者であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金 1 級、2 級相当に該当する程度の障害の状態にあること。
- ・平成 3 年 3 月 31 日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金 1 級、2 級相当に該当する程度の障害の状態にあること。(国民年金任意加入であった学生とは、大学、大学院、短大、高等学校及び高等専門学校の日間部に在学していた学生で定時制、夜間部、通信を除く。また、昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までは専修学校及び一部の各種学校を含む。)

※ 65 歳の誕生日の前々日までに当該障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります(65 歳の誕生日の前々日までに請求することが必要です)。

<支給額> (令和 5 年度)

月 額	1 級	53,650 円
	2 級	42,920 円

<支給制限>

受給している本人の所得により支給が制限されます。

他の公的年金を受ける場合には、その受給額相当額は支給されません。経過的福祉手当を受給されている方は、特別障害給付金を受給した場合、経過的福祉手当の受給資格がなくなります。

＜障害年金、特別障害給付金の1・2級に該当する障がいの程度は、おおむね次のとおり＞

年金		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
1級	身体障がい	視覚	○	○				
		聴覚		○				
		上肢	○	△				
		下肢	○	○	△			
		体幹	○	○				
		心臓	△					
		じん臓	△					
		呼吸器	△					
	知的障がい	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの						
	精神障がい	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの						

年金		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
2級	身体障がい	視覚			○			
		聴覚			○			
		平衡			○			
		音声・言語			○	△		
		そしゃく			○			
		上肢		△	△			
		下肢			△	△		
		体幹			△			
		心臓	△					
		じん臓	△		△			
	呼吸器	△		△				
	ぼうこう又は直腸	○		△				
	知的障がい	日常生活に著しい制限を受ける程度のもの						
	精神障がい	日常生活に著しい制限を受ける程度のもの						

※ 身体障害者手帳等の級と障害年金との対照表はあくまで目安となります。

必ず該当するというものではありませんのでご注意ください。

1級…日常生活において、常時の援助を必要とするもの

2級…日常生活において、著しい制限を受ける程度のもの

3級…労働が著しい制限を受ける又は、労働に著しい制限を加えるもの

＜お問い合わせ先＞

- ・障害基礎年金と特別障害給付金について

市町村国民年金担当課（係）、住所地を管轄する年金事務所

- ・障害厚生年金について

住所地を管轄する年金事務所

＜年金事務所一覧表＞

名称	〒	所在地	電話
長野南年金事務所	380-8677	長野市岡田町 126-10	026-227-1284
長野北年金事務所	381-8558	長野市吉田 3-6-15	026-244-4100
岡谷年金事務所	394-8665	岡谷市中央町 1-8-7	0266-23-3661
伊那年金事務所	396-8601	伊那市山寺 1499-3	0265-76-2301
飯田年金事務所	395-8655	飯田市宮の前 4381-3	0265-22-3641
松本年金事務所	390-8702	松本市鎌田 2-8-37	0263-25-8100
小諸年金事務所	384-8605	小諸市田町 2-3-5	0267-22-1080

(4) 心身障害者扶養共済制度



障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したり重度障がいを有する状態となったりしたとき、その方が扶養していた障がいのある方に年金を支給する制度です。

1人の心身障がい者につき2口まで加入できます。加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

<加入要件等>

加入要件	<p><保護者の要件></p> <p>障がいのある方を扶養している保護者（父母、配偶者など）で、次のすべての要件を満たしているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に住所があること ・ 年齢（毎年4月1日における）が65歳未満であること ・ 特別な疾病又は障がいのない健康状態であること ・ 障がいのある方1人に対し加入できる保護者は1人であること
	<p><障がいのある方の要件></p> <p>次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 身体障がい（1級～3級）</p> <p>イ 知的障がい</p> <p>ウ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、ア、イと同程度の障がいと認められるもの（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）</p>
掛 金	<p>加入時の年齢により段階があります。（1口月額9,300円～23,300円）</p> <p>（加入者が年度年齢65歳以上かつ20年以上加入したときはその後の掛金が免除されます。また、掛金の納付が困難な方には掛金の減免を行っています。）</p>
年金等の 給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者が死亡し、又は重度障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた心身障がい者に月額1口あたり20,000円の年金を支給します。 （加入は月額2口まで） ・ 加入期間が1年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じて1口50,000円～250,000円の弔慰金（一時金）を支給します。 ・ 5年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて1口75,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。
窓 口	保健福祉事務所、市町村障がい福祉担当課

2 手当等を受けるには

(1) 特別児童扶養手当

児

20歳未満で、国の定める認定基準に該当する程度の障がいの状態にある児童を監護する父母又は養育者に支給されます。

支給要件及び所得制限があります。なお、障がい児が児童福祉施設等に入所されている場合は支給の対象となりません。

<手当額>

			令和4年4月から
月 額	1級	障がい児1人につき	53,700円
	2級	〃	35,760円

<特別児童扶養手当の1級、2級に該当する障がい程度は、おおむね次のとおり>

手 当	1級(重度)						手 当	2級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		1級	2級	3級	4級	5級	6級			
1級 (重度)	身体 障がい	視覚	○	○				2級	身体 障がい	視覚			○			
		聴覚		○						聴覚			○			
		上肢	○	○						平衡			○			
		下肢	○	○	△					音声・言語			○			
		体幹	○	○						そしゃく			○			
		内部	○	○						上肢			○			
	知的 障がい	日常生活の用を弁ずることを 不能ならしめる程度のもの							下肢			△	△			
精神 障がい	知的 障がい							日常生活が著しい制限を受ける か、又は日常生活に著しい制限を加 えることを必要とする程度のもの						体幹		
						内部									○	

- ・脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。
- ・1級の内部障がいは、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければ、ほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。
- ・2級の内部障がいは、他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。

<支給制限>

受給資格者もしくは配偶者又は扶養義務者の前年の所得が、以下の表の限度額以上である場合は、その年（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止されます。

【所得制限限度額表】

扶養親族数	受給資格者（注1）	配偶者及び扶養義務者（注2）
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円

注1 同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある場合は、1人につき250,000円が加算されます。

注2 老人扶養親族等がある場合には、加算されることがあります。

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------

(2) 児童扶養手当①

父母の離婚等により、ひとり親家庭等の、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある在宅の児童（ただし、その児童が重度若しくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい（おおむね知能指数50以下）がある場合には20歳未満の児童も対象になります。）を監護している父、母又は養育者に支給されます。

ただし、公的年金を受給している場合、年金額（障害基礎年金その他障害を支給事由とする法令で定める給付については子の加算額のみ）が児童扶養手当額より高い方には手当が支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は手当の一部又は全部が支給されません。

<手当の額>

		2022年3月まで		2022年4月から	
月額	児童の数	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
	1人	43,070円	所得額に応じ 10,160円～43,060円	44,140円	所得額に応じ 10,410円～44,130円
	2人	所得に応じ 5,090円～10,170円加算		所得に応じ 5,210円～10,420円加算	
	3人以上	所得に応じ 1人につき3,050円～6,100円加算		所得に応じ 1人につき3,130円～6,250円加算	

<対象となる障がいの程度はおおむね次のとおり>

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障がい	視覚	○	○	○			
	聴覚		○	○			
	平衡			○			
	音声・言語			○	△		
	そしゃく			○			
	上肢	○	○	○			
	下肢	○	○	○	△		
	体幹・内部	○	○	○			
知的障がい	精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの						
精神障がい	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも						

※ 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

<支給制限>

手当を受けるひとり親等や扶養義務者等の前年の所得が次の表の限度額以上ある場合は、その年（11月から翌年の10月まで）の、手当の全部又は一部が支給停止されます。

扶養親族の数	ひとり親等（父、母、養育者）		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

※ なお、上記限度額に加算できる場合があります。

窓 口	市町村福祉担当課
-----	----------

(2) 児童扶養手当②

児

父、母が重度の障がいがあり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある在宅の児童若しくは20歳未満の在宅の障がい児を監護している父、母又は養育者に支給されます。

ただし、公的年金を受給している場合、年金額（障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付については子の加算額のみ）が児童扶養手当額より高い方には手当が支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は、手当の一部又は全部が支給されません。

＜対象となる父、母の障がいの程度はおおむね次のとおり＞

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障がい	視覚	○	○				
	聴覚		○				
	上肢	○	△				
	下肢	○	○	△			
	体幹	○	○				
	内部	○	○				
知的障がい	労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの						
精神障がい							

- ※ 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。
 2 内部障がいについては、労働能力を全く喪失し、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの

窓口	市町村福祉担当課
----	----------

(3) 障害児福祉手当

児

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

＜該当する障がいの程度はおおむね次の程度又はそれと同程度以上のもの＞

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障がい	視覚	○	○				
	聴覚		○				
	上肢	○	△				
	下肢	○	○	△			
	体幹	○	○				
	内部	○	○				
知的障がい	知能指数おおむね 20 以下						
精神障がい	日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度						

※ 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

＜支給額＞

月額 15,220 円

(令和5年4月から)

※ 障がいのある児童が、障がいを支給事由とする年金を受給している場合や障害児入所施設等に入所している場合は支給の対象となりません。また、障がいのある児童本人やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合も支給の対象となりません。

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------

(4) 特別障害者手当

身 知 精

日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。

＜該当する障がいの程度は、おおむね次の障がい重複するもの又はそれと同程度以上のもの＞

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障がい	視覚	○	○				
	聴覚		○				
	上肢	○	△				
	下肢	○	○	△			
	体幹	○	○				
	内部	△					
知的障がい	知能指数おおむね 20 以下						
精神障がい	日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度						

※ 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

＜支給額＞

月額 27,980 円

(令和5年4月から)

※ 障がいのある方が障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に入所されている場合や、病院又は診療所に継続して3か月を超えて以上入院している場合は支給の対象となりません。また、障がいのある方やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合も支給の対象となりません。

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------

(5) 福祉手当（経過措置）

昭和 61 年 3 月 31 日において、20 歳以上の従来の福祉手当受給者で、昭和 61 年 4 月 1 日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方には、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。

<支給額>

月額 15,220 円
(令和 5 年 4 月から)

※ 所得が一定の額を超える場合や、障害年金等一定の年金を受給している場合は支給されません。

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------

(6) 交通・災害遺児見舞金及び就職激励金

満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡若しくは重度の障がい者となった児童に支給されます。

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------

(7) 自動車事故重度後遺障害者介護料

自動車による交通事故が原因で「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいがあり、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に支給しています。

介護料は、所定の審査を経て受給資格が認定されることにより、介護に要する費用（※下記参照）として一律定額を、月額にて支給します。また定額を超えるなどの支出をした際は、上限額を限度に支給します。

なお、介護保険法や労働災害補償保険法など他法令による給付等を受けている際は対象とならない場合がありますが、詳しくは当支所までお問い合わせください。

※ 介護に要する費用

- ・訪問看護等在宅介護サービスの利用（ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、通所介護 等）
- ・介護用品の購入（修理含む）等（介護用ベッド、介護用いす、吸引器 等）
- ・消耗品の購入（紙おむつ、尿取りパッド、導尿カテーテル 等）

<受給資格及び支給額>

	支給金額（月額）	
	一律定額	上限額
特Ⅰ種 (最重度)	85,310 円	211,530 円
Ⅰ種 (常時要介護)	72,990 円	166,950 円
Ⅱ種 (随時要介護)	36,500 円	83,480 円

窓 口	独立行政法人自動車事故対策機構 長野支所 電話 026-480-0521 F A X 026-263-1570
-----	---

3 生活福祉資金の貸付を受けるには



＜次の種類の生活福祉資金（福祉資金）の貸付を受けることができます＞

資金の種類	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業費	生業を営むために必要な経費	4,600,000円	6月以内	20年以内
技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年程度 5,800,000円		8年以内
住宅改修等費	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円		7年以内
福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円		8年以内
自動車購入費	障がい者用の自動車の購入に必要な経費	2,500,000円		
残留邦人年金費	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円		10年以内
療養費	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは1,700,000円。 1年を超え1年6月以内であって世帯の自立に必要なときは2,300,000円。		5年以内
福祉サービス費	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは、1,700,000円。 1年を超え1年6月以内であって世帯の自立に必要なときは、2,300,000円。		5年以内
災害援護費	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000円		7年以内
冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	500,000円		3年以内
住居転居費 住居整備費	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円		3年以内
技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円		3年以内
その他臨時経費	その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円	3年以内	

※ 1 貸付利率は据置期間経過後、年1.5%です。（連帯保証人を立てれば無利子です。）

2 延滞利率は年5%です（最終償還期間を過ぎた償還元金に延滞利率を乗じた額が延滞金額となります）。

3 原則として連帯保証人を必要とします。ただし、連帯保証人なしでも貸付可能です。

4 上記のほかに、生活福祉資金には、「総合支援資金」、「教育支援資金」、「不動産担保型生活資金」、「福祉資金（緊急小口資金）」があります。

窓 口	市町村社会福祉協議会、民生委員、長野県社会福祉協議会（電話 026-226-2035）
-----	---